中央区社会教育会館一般団体利用登録申請書

(新規・変更・更新・カード再発行「紛失・破損」)※変更のみの場合は団体(会社)名と変更事項のみご記入ください。

(あて先) 中央区立社会教育会館指定管理者 小学館集英社プロダクショングループ 代表者 株式会社小学館集英社プロダクション

利	用 者 ID	半角英(小文字)数字で4~16文字	利用者 パスワード	半角英(小文字)数字で6~16文字				
		十月天(小人士) 奴士 (4~10人士		十円天(小人士) 数十 00~10人子				
団体(会社)		〈フリガナ〉	※登録	みカードの記載は全角で20文字までとなります。				
体	代 表 者 氏 名	〈フリガナ〉		·電話 ·携帯				
	代 表 者 住 所1	〒						
		勤務先()・その他()	·電話 ·携帯				
通	[絡先が上記	住所2						
٤	≤異なる場合	連絡者(フリガナ) 氏名		·電話 ·携帯				
		連絡者住所						
主な利用目的								
 ⑩ 施設ご利用上の注意点(必ずお読み頂き、チェックをお入れください) □ 予約された施設使用料は、集会室及び屋内体育場の場合は予約日からご利用当日まで、ホール全体利用及びギャラリー展示利用の場合は予約日から7日以内に社会教育会館窓口にてお支払いください。なお、お支払いが無い場合予約は取消となります。ご注意ください。 □ お支払いいただいた使用料は原則としてご返金できません。ご了承ください。 □ 会館内での飲酒は出来ません。また、飲食を目的とした利用も原則としてお断りしております。 □ 会館の設備、備品等を破損した場合は、弁償していただくことがあります。 □ 公的事業(選挙等)が行われる場合には変更をお願いする場合がございます。 ● 本のとした利用条件に違反したときを除く) ● 利用目的や、利用条件に違反したときまを除く) ● 承認書を他人に譲渡したり、転貸した場合 								
・ご記入内容の間違い、記入漏れがないかご確認ください。 ・申請書内容および施設ご利用上注意点についてご確認、ご承諾の上 登録申請される場合は右署名欄に捺印またはサインをしてください。								
	※中央区役所、社会教育会館から登録、施設利用についてご案内、お問合せすることがあります。							
×	※中央区立築地社会教育会館・中央区立日本橋社会教育会館・中央区立月島社会教育会館及び分館アートはるみの施設利用ができます。							

- ※団体登録の有効期間(登録カード記載)は登録月から3年間とし、その都度更新が必要となります。
- ※ご提供いただいた個人情報は、中央区公共施設予約システムに登録し、厳重に管理するとともに、中央区公共 施設予約システム登録、非常時の緊急連絡、社会教育会館の管理・運営上に必要な範囲以外の目的で使用 することはいたしません。

社会教育会館記人欄

□本人確認書類提示		登録No.
免許・保険・パス・学証・その他()	S04 -
□システム登録 (/) □カード発行 (/)		備考
ロカード渡し (/)		
口適正利用説明 (/)		

_			受付印
館長	入力	担当	